

92 食品安全グローバルネットワーク 御中

06-6311-1484

民主党

食品表示一元化検討会報告（以下、「検討会報告書」と記述する）を基本的な考え方として、今後、消費者庁内で検討される新法の策定にあたり、民主党の政権公約や政府の日本再生戦略を踏まえた検討がなされるべき。

○食品表示の範囲について

消費者庁は、検討会報告書を基に、本年度中の国会提出を目指し「食品表示に関する新法」の法制化に向けた作業を進めるとしている。

しかしながら、検討会報告書では、食品表示の義務化の範囲は現行法で定めるものにとどまり、単に食品衛生法、JAS 法、健康増進法の 3 法の食品表示制度に関する規定を抜き出したに過ぎず、民主党が政権公約で掲げた「原料原産地等の表示の義務付け対象を加工食品等に拡大」については、現行表示制度の枠組みの下で対応する方針を維持しつつ、そのあり方については、今後の検討課題とするとしており、実質の先送りとなっている。また、新たに義務化を検討する食品表示として「栄養成分表示」が示されたものの、これは現行制度においても任意表示として、既に事業者の努力で表示がされており、新法制定によって、新たに消費者に情報を提供される範囲は必ずしも拡大されない。

○食品表示を日本再生戦略の観点から考える

事業者から消費者への的確な情報発信は、消費者の利益に適うのみならず、日本の農林水産業や関連する事業者の健全な発展や地域再生・活性化にもつながる。政府が重点分野とする農林漁業 6 次産業化を後押しするといった観点からも、現行法の枠を超えない食品表示の新法策定では不十分と考える。

以上を踏まえ、消費者庁においては、政府の日本再生戦略に基づき、農林漁業再生戦略として新法を位置付け、加工食品の原料原産地表示を最低限含めるととともに、遺伝子組み換え食品の表示、アレルギー表示、食品添加物の表示のあり方等についても、その将来的な位置付けの検討について、新法に明記すべきだと考える。